

# 振替供給業務に係わる業務規程

平成28年10月20日

北海道北部風力送電株式会社

# 振替供給業務に係わる業務規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）第23条及び第27条の12、経済産業省及び公正取引委員会が制定する平成28年3月7日付「適正な電力取引についての指針」（以下「ガイドライン」という。）及び北海道北部風力送電株式会社（以下「当社」という。）の平成28年10月20日付「振替供給に係わる行動規範」に基づき、当社における振替供給業務の実施に際し、情報の目的外利用の禁止並びに差別的取扱いの禁止の為に遵守すべき事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給」とは、法第2条第1項第4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- (2) 「振替供給業務」とは、振替供給を行うために実施する給電業務及び送変電設備接続検討・計画業務等をいう。
- (3) 「振替供給業務を行う部門」とは、振替供給業務を所掌する部門をいう。
- (4) 「発電部門」とは、グループ会社を含む、法第2条第1項第14号に規定される発電事業を行うために実施する、発電設備の計画、建設及び保守・運用等業務を所掌する部門をいい、「小売部門」とは、グループ会社を含む、法第2条第1項第2号に規定される小売電気事業を行うために実施する、電気の販売・契約等を所掌する部門をいう。なお、ガイドラインに基づき、卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発電部門又は小売部門の一部と位置付ける。
- (5) 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給業務送変電設備接続検討・計画業務において、ガイドラインに定める一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- (6) 「電気供給事業者」とは、振替供給業務に関連した電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）をいう。
- (7) 「関連情報」とは、振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

## 第2章 遵守事項

(情報の目的外利用の禁止)

### 第3条

- (1) 振替供給関係情報連絡窓口は、振替供給業務を行う部門に設置する。
- (2) 振替供給業務を行う社員は、振替供給業務の対象となる区域における発電部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合は、その限りではない。
- (3) 振替供給業務を行う社員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、振替供給業務を行う部門から発電部門・小売部門への関連情報の伝達、両部門間の関連情報の社内文書交換及び、共通サーバへのアクセス等を厳格に管理する。また、振替供給業務を行う部門は、発電部門・小売部門とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。
- (4) 振替供給業務を遂行するため、関連情報について振替供給業務を行う部門から発電部門又は小売部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、振替供給業務を行う部門の社員は他の電気供給事業者や関連する発電所・電気の使用者の名称等データを特定する必要のないものを符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を発電部門・小売部門の社員が目的外に活用できないように厳格に管理する。
- (5) 代表取締役は、管理責任者として、前各項の振替供給業務執行と情報の取扱いが適正に実施されていることを管理する責任を有し、社員に対して適宜、執行状況の報告を求め、総合的な指示又は改善を行う。

第4条 次に掲げる関連情報については、特に注意のうえ、振替供給業務の目的以外の目的のために利用及び提供をしない。

- (1) 送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等
- (2) 送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等）
- (3) 送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等）

(差別的取扱いの禁止)

第5条 系統運用や系統情報の開示・周知等について、情報公表ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して振替供給を行う。

第6条 次に掲げる行為については、特に注意のうえ、遵守する。

- (1) 送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、発電・小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱わないこと
- (2) 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、発電部門及び小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱わないこと

附 則

1. この規程は平成28年10月20日から実施する。